



毎月1回1日発行  
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)  
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦  
 編集委員会：佐野俊光 若杉貴浩 外山久典 野田徹 白石栄一  
 印刷所：(株)白橋



災害復旧技術専門家派遣（岩手県一戸町）令和4年8月豪雨により被災した町道の復旧支援

## 目 次

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 東京都における水防災情報の発信強化の取組  | 東京都建設局河川部防災課 | 2  |
| 「令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての<br>激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について  |              |    |
| 令和4年台風第14号の災害緊急調査を実施（宮崎県）   |              | 7  |
| 令和4年台風第15号の災害緊急調査を実施（静岡県）   |              | 8  |
| 令和4年第2回防災・減災対策等強化事業推進費の配分を実施します   |              | 9  |
| 令和4年台風第14号、第15号の暴風雨等による災害についての激甚災害及びこれに対し<br>適用すべき措置の指定見込みについて                |              | 10 |
| 国道327号の早期復旧に向け国の権限代行による災害復旧事業（応急復旧）に着手  |              | 11 |
| 台風第14号、第15号により被災した、道路・河川等の迅速な復旧を支援  |              | 12 |
| 台風第14号、第15号による災害の机上査定限度額・採択保留額の引上げを決定   |              | 13 |
| 設計図書の簡素化や書面査定の上限額引上げにより、災害査定を効率化（熊本県）   |              | 14 |
| 「令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての<br>激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について |              |    |
| 「災害査定留意点」第21回   | 水管理・国土保全局防災課 | 16 |
| 災害復旧技術専門家を山形県飯豊町、長井市に派遣   |              | 18 |
| 災害復旧技術専門家を岩手県一戸町に派遣   |              | 23 |
| 河川入門講座（5）堤外地と堤内地  |              | 26 |
| 被害報告  |              | なし |

# 東京都における水防災情報の発信強化の取組

## 東京都建設局河川部防災課

### 1. はじめに

近年、各地で記録的な集中豪雨等による災害が頻発化・激甚化しており、東京都においても、こうした災害への対策は、喫緊の課題となっています。

直近の災害では、令和元年東日本台風（台風第19号）において、都内で初めて大雨特別警報が発表され、多摩地方を中心に総雨量600mmを超える大雨と

なり、河川からの溢水による浸水害や護岸崩壊等甚大な被害が発生しました。

こうした状況を踏まえ、東京都建設局では、調節池の整備や護岸強化等のハード対策とともに、ソフト対策の一つとして、水防災情報の発信強化を進めており、今回はその取り組みの一例をご紹介します。



成木川（未成橋付近）



谷沢川（目黒通り付近）



日原川（日原街道）



平井川（日の出町細尾）

図－1 令和元年東日本台風における河川の状況

2. 水防災情報の発信強化の取組

(1) 水防災総合情報システムの改善

東京都では、平成3年4月より「東京都水防災総合情報システム」を稼働させ、水防関係機関等に河川水位や雨量等の水防に関する情報を、ホームページ等を通じて迅速・的確に提供しています。

1) アクセス集中時への対応

令和元年東日本台風の接近時にはホームページへのアクセス数が、最も多い時で1分間に約1万回にも及び一時的に繋がりにくい状態が発生しました。このため、通信手法の見直しやサーバー容量の増強等を行い、アクセス集中時にも安定した接続が行えるよう通信環境等を改善しました。



図-2 水防災総合情報システムへのアクセス状況

2) ホームページの改善

現在の公開ホームページについては、多言語化やスマートデバイスへの対応等を行うと共に、今

後、必要な情報が一目で手に入り、利用者の視点に立った使いやすいデザインを目指し改善を行う予定です。

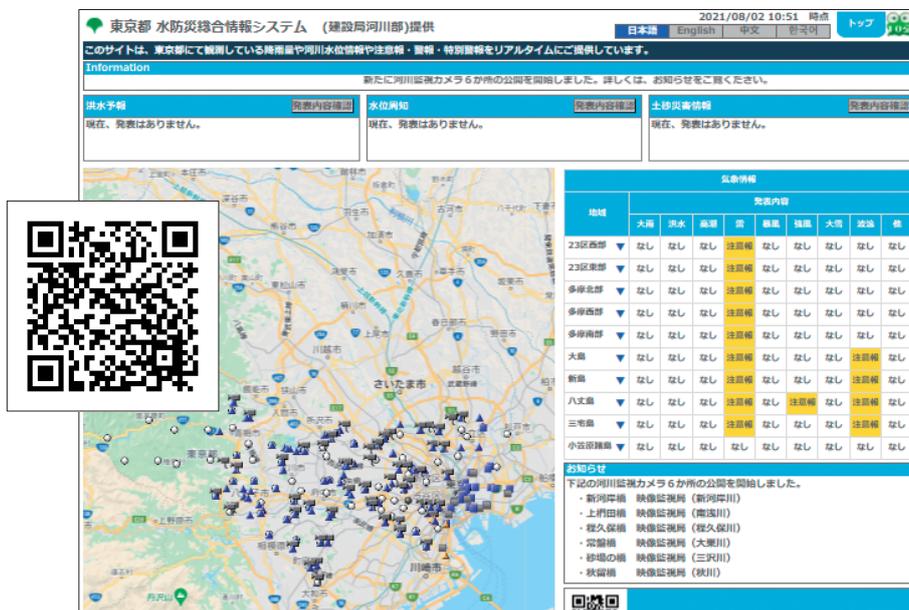
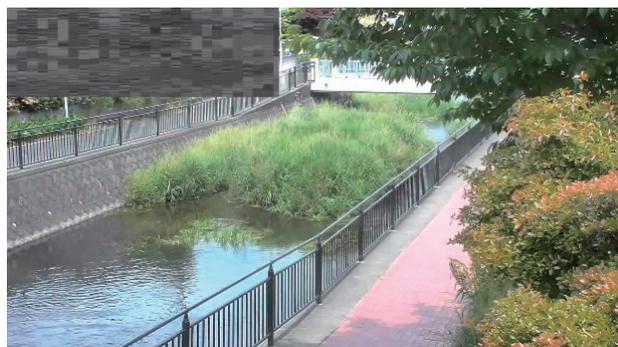
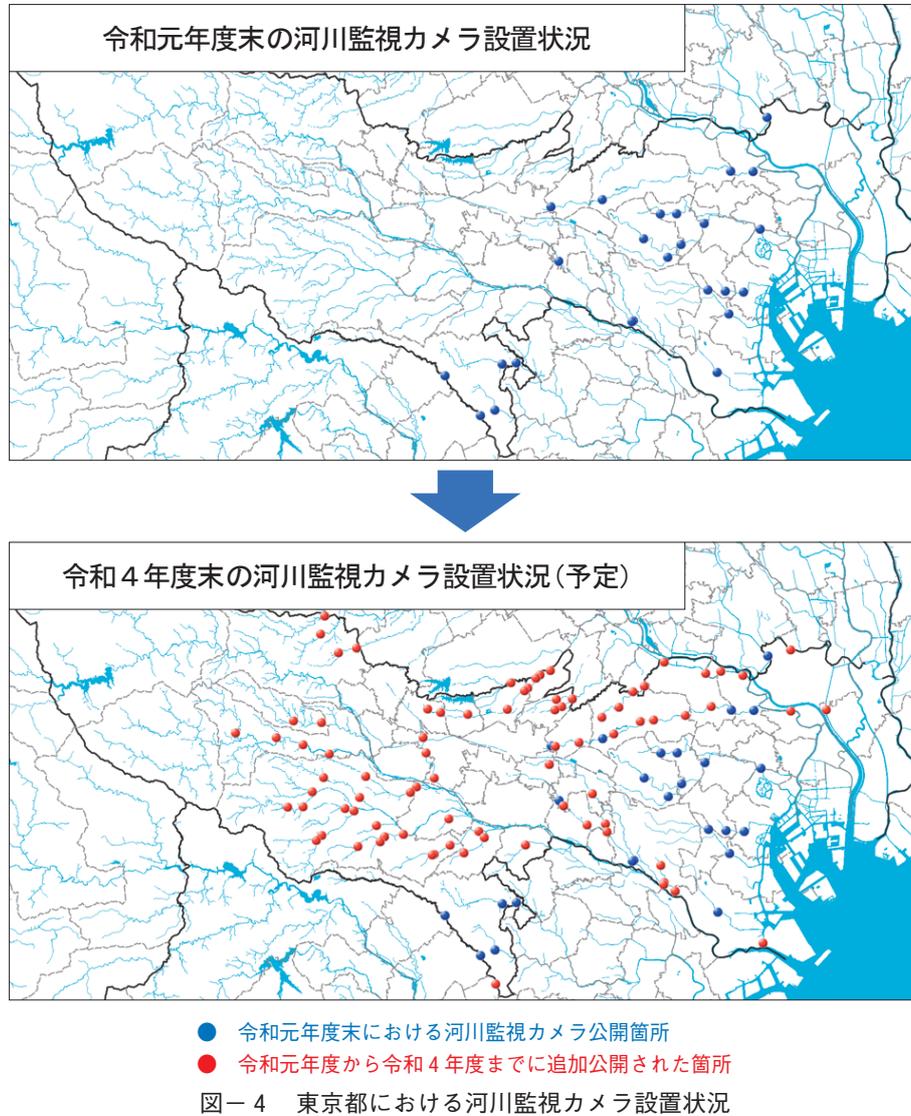


図-3 水防災総合情報システム

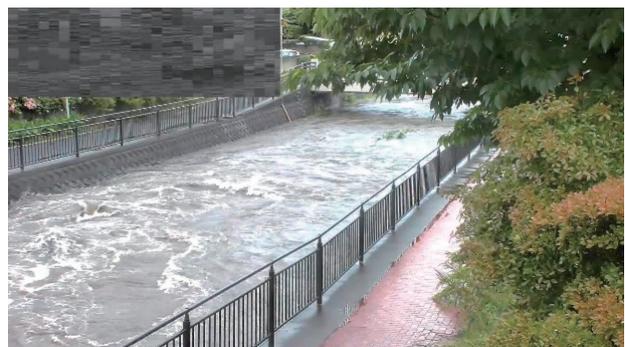
(2) 河川監視カメラ等の設置拡大

令和元年東日本台風を契機に、既存の25カ所の河川監視カメラに加え、令和2年度に13カ所、令和3年度に40カ所をそれぞれ追加し、合計78カ所のカメ

ラ映像を公開しています。今後も引き続き設置拡大を行っていき、令和12年度（2030年）までに合計約200カ所の河川監視カメラの公開を予定しています。



平常時



増水時

図-5 新設した河川監視カメラ映像 立野二の橋【黒目川】

(3) 情報発信ルートの強化

1) YouTube を活用したライブ映像の配信

河川の状態をわかりやすくリアルタイムに伝えるため、令和3年6月からYouTubeで監視カメラ映像のライブ配信を開始しました。「東京都水防チャ

ネル」を開設し、配信開始から現在（令和4年の10月）までに、累計約240万回視聴されています。また、大雨の際は、1日に17万回もの視聴があり、多くの都民に活用されています。

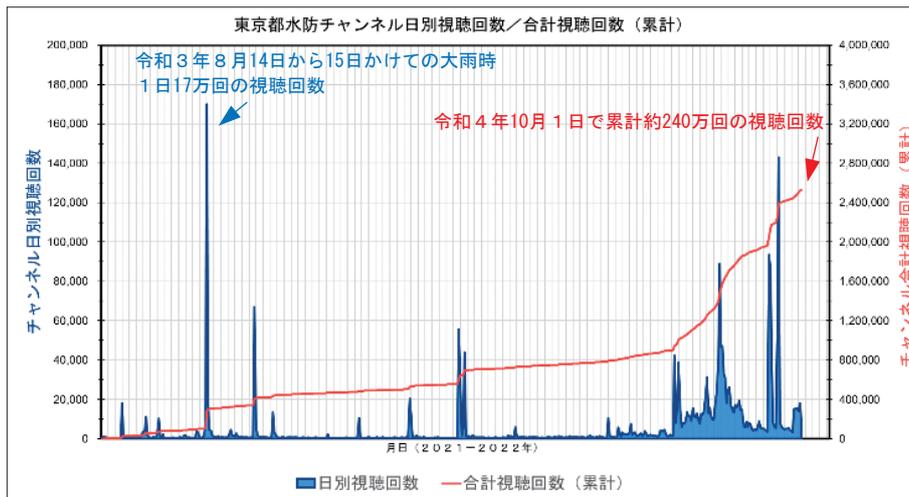


図-6 東京都水防チャンネルについて

2) オープンデータを活用した情報発信

東京都デジタルサービス局では、オープンデータによる民間のサービス創出等を通じ、都政のQOSを継続的に向上させるため、「デジタルツイン実現プロジェクト（東京都デジタルツイン3Dビューア）」や「オープンデータカタログサイト」等の運営を行っています。

東京都建設局は、これらのサイト等に「防災・災

害計画」用データとして河川監視カメラの位置情報を提供、登録しております。なお、登録されたデータは、民間のWEBサービスや個人の作成したホームページ等に活用されております。

アプリやホームページ等で防災情報を公開している様々な情報サービス事業者が、東京都の水防災情報を活用し、より多くの都民が詳細な情報を得ることができるよう引き続き取組を進めていきます。



▲東京都デジタルツイン  
3Dビューア  
河川監視カメラ映像や浸水想定区域の情報、避難所の情報等を重畳表示

図-7 デジタルツインプロジェクトHP



- ・デジタルツイン実現プロジェクト  
<https://info.tokyo-digitaltwin.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・東京都デジタルツイン3Dビューア  
<https://3dview.tokyo-digitaltwin.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・東京都オープンデータカタログサイト  
<https://portal.data.metro.tokyo.lg.jp/>

図-8 東京都オープンデータカタログサイト



図-9 東京都水防 @tokyo\_suibo

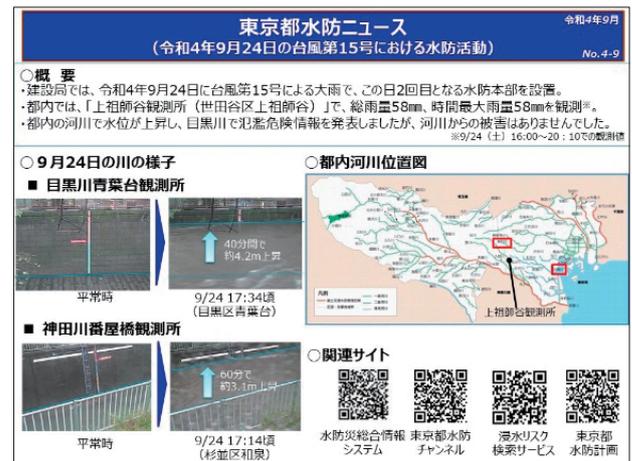


図-10 東京都水防ニュース

### 3) Twitterによる情報発信

SNSを活用し、広く都民へ水防災情報の発信を行うために平成25年より東京都建設局では、「東京都水防」Twitterのアカウントを開設し、運用を開始しております。

ツイッターでは、河川の氾濫危険情報や土砂災害警戒情報等の水防情報のほか、「水害に対する都の取り組み」の紹介や、大雨の後「東京都水防ニュース」等、水防活動時の川の模様等を提供しています。

また、より多くの方々に情報を伝えるため、多言語対応や視覚障がい者への対応も進めております。

### 3. おわりに

今回、水防災情報の発信強化の取組の一例をご紹介させていただきました。東京都建設局は、今後とも激甚化・頻発化する集中豪雨等の災害から都民の生命と暮らしを守るため、ハード対策に加え、これらのソフト対策も充実してまいります。

# 「令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

令和4年10月5日 内閣府(防災担当)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適

用措置を指定する政令が9月30日(金)に閣議決定され、本日(10月5日(水))公布・施行されましたので、お知らせいたします。

## 1. 激甚災害の指定

令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害  
(※令和4年8月の前線等に伴う大雨(台風第8号の暴風雨を含む。))

費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は69%→83%に嵩上げ)

## 2. 適用措置の指定

### 【本激】

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業

## 3. スケジュール

9月30日(金) 閣議決定

10月5日(水) 公布・施行

### <参考>

・激甚災害(「本激」):当該災害の査定見込額が激甚災害指定基準に該当した場合、年度途中に指定。

## 激甚災害指定により適用される措置の概要

(令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害)

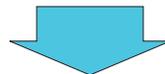
### (第3・4条)公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

○公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率 69%(地方負担分への交付税措置を加えると98.5%)  
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

○補助率等を嵩上げ 69% ⇒ 83%(地方負担分への交付税措置を加えると99.2%)  
(過去5カ年の実績の平均)

※プール計算方式(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和4年台風第14号関連

## 国土交通本省災害査定官を派遣し、 被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援します ～令和4年台風第14号の災害緊急調査を実施～

令和4年10月11日 水管理・国土保全局防災課

令和4年台風第14号について、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置や復旧工法等の技術的な助言・指導を行うため、国土交通本省災害査定官を宮崎県に派遣して災害緊急調査を実施します。

※ 災害緊急調査とは、広域にわたる災害や人的被害が発生している等の特別な災害において、本省から派遣された災害査定官が、現地における災害時の気象、水理及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導を行うものです。

### 【災害緊急調査】

○派遣日程：令和4年10月12日(水)からの予定  
○派遣先：宮崎県内の河川・道路・下水道施設等  
(詳細調整中)

○派遣者：国土交通省水管理・国土保全局 防災課  
総括災害査定官  
成田 秋義(なりた あきよし)

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06\\_hh\\_000234.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000234.html)

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和4年台風第15号関連

## 国土交通本省災害査定官を派遣し、 被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援します ～令和4年台風第15号の災害緊急調査を実施～

令和4年10月13日 水管理・国土保全局防災課

令和4年台風第15号について、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置や復旧工法等の技術的な助言・指導を行うため、国土交通本省災害査定官を静岡県に派遣して災害緊急調査を実施します。

### 【災害緊急調査】

○派遣日程：令和4年10月14日(金)からの予定  
○派遣先：静岡県内の河川・道路等(詳細調整中)

○派遣者：国土交通省水管理・国土保全局  
防災課 災害査定官  
渡邊 重紀(わたなべ しげのり)

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06\\_hh\\_000235.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000235.html)

# 令和4年度 第2回 防災・減災対策等強化事業推進費の配分を実施します ～災害の対策や防災・減災対策を推進するため緊急的に予算を配分～

令和4年10月14日 国土政策局広域地方政策課

国土交通省では、「防災・減災対策等強化事業推進費」について、令和4年度第2回の配分を行います。

**対策件数：59件 配分類：約84.1億円（国費）**

「防災・減災対策等強化事業推進費」は、大雨による浸水被害等が発生した地域において再度の被災を防止するために緊急的に実施する対策や、大雨等による災害を未然に防ぐ事前防災対策であって、用地の確保など地域等における課題が解決し事業の実施環境が新たに整った場合などに年度途中で機動的に予算を配分し、防災・減災対策を強化する予算です。

### 1. 配分事業の概要

#### (1) 被災地域での災害対策

- ① 洪水・浸水等対策（9件、約24.7億円）
- ② 暴風・波浪対策（1件、3.0億円）
- ③ 崖崩れ・法面崩壊等対策（10件、約13.3億円）

- ④ 盛土緊急対策他（3件、約3.9億円）
- (2) 交通事故の再発防止対策
  - ① 交通安全対策（1件、1.7億円）
- (3) 災害が起きる前に被害を防止する事前防災対策
  - ① 洪水・浸水等対策（8件、約16.7億円）
  - ② 崖崩れ・法面崩壊等対策（14件、約7.8億円）
  - ③ 耐震対策他（13件、約13.1億円）

※個別の案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。  
([https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk9\\_000026.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000026.html))

## 防災・減災対策等強化事業推進費

別添1

**制度概要**

- 近年、激甚な災害が頻発していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層固めるため、**防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急かつ機動的に配分する予算。**
- 本推進費は、災害を受けた地域等における**災害対策事業**、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における**公共交通安全対策事業**、早期に事業効果が発揮できる箇所における**事前防災対策事業**に活用可能。
- 事業所管部局（他省庁を含む）からの申請を受けて**予算を年度途中で配分。**

災害対策事業

災害を受けた地域等において、災害復旧事業等での復旧が出来ない場合等の再度災害防止等の対策※

推進費で高上げ

災害復旧事業で原形復旧

対策例：被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により高上げを実施。

※「流域治水型の原形復旧」による災害復旧事業の実施に関連し、自治体が事前の復興まちづくり計画に基づき、住宅・都市機能の安全なエリアへの移転促進の対応についても活用が可能。  
※盛土による災害防止に向けた検点検を踏まえた対応についても活用が可能。

事前防災対策事業

事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所又は新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所等において、早期に防災・減災効果を発揮するための対策（公共交通の安全確保を含む）

用地確保箇所

対策例①：前年度からの継続していた協議がまとまり用地が取得できたため、推進費により堤防強化等の洪水対策を実施。

対策例②：緊急輸送道路の整備において、詳細な地質調査の結果、想定以上の強風化した岩盤が出現したため、推進費により追加対策を実施。

当初工法+モルタル吹付工（追加対策）

公共交通安全対策事業

交通インフラ（陸上交通、海上交通、航空交通）における重大事故が発生した場合の対策（安全性の向上）

防護柵工

区画線工

歩車道境界ブロック工

対策例：園児の移動経路（交差点）において発生した死傷事故を受けて、緊急点検の結果、危険箇所に防護柵等を設置。 ※写真は対策イメージ

速やかな再度災害防止対策、事故の再発防止の実施による**安全・安心の確保**

事業の計画的かつ効率的な実施による**効果の発揮**

# 令和 4 年台風第14号、第15号の暴風雨等による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

令和 4 年10月18日 内閣府(防災担当)

令和 4 年台風第14号、第15号の暴風雨等による災害については、地方公共団体や関係省庁等による被害状況調査の結果、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定し、別紙の措置を適用する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

今後は、激甚災害として指定する政令の制定に向けた手続きを進めてまいります。

また、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握が進展し、適用措置や地域の追加が必要となった場合には、改めてお知らせいたします。

## 1. 激甚災害の指定（見込み）

令和 4 年台風第14号、第15号の暴風雨等による災害（仮称）

## 2. 適用措置の指定（見込み）

### 【本激】

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第 3 条、第 4 条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去 5 カ年の実績の平均では公共土木施設等は 69%→83%に嵩上げ）

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

## 激甚災害指定により適用される措置の概要

（令和 4 年台風第14号、第15号の暴風雨等による災害）

### （第 3 ・ 4 条）公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等）

○公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率 69%（地方負担分への交付税措置を加えると98.5%）  
（過去 5 カ年の実績の平均）



<激甚災害指定時の措置>

○補助率等を嵩上げ 69% ⇒ 83%（地方負担分への交付税措置を加えると99.2%）  
（過去 5 カ年の実績の平均）

※プール計算方式（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

# 国道327号の早期復旧に向け 国の権限代行による災害復旧事業（応急復旧）に着手

令和4年10月18日 道路局

- 台風14号に伴う大雨により、国道327号の宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山地内において、道路崩壊の被害が発生し、全面通行止めを継続しているところですが、応急復旧には高度な技術力を要することから、宮崎県より国に対し、権限代行による応急復旧の要望があったところです。
- これを受け、早期の通行止め解除に向け、国道327号の1車線を確保する応急復旧については、高度な技術力を要することから、国の権限代行による災害復旧事業として実施することといたしました。
- 今後、現地の地質調査結果等を踏まえ、仮橋等による応急復旧に着手し、早期の片側交互通行での交通解放を目指してまいります。

## 【直轄代行の概要】

国道327号 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山地内  
(応急復旧の実施)

## 道路法 権限代行の根拠法

### 道路法

第十三条（国道の維持、修繕その他の管理）

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代つて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

## 国道327号 道路崩壊箇所位置図(宮崎県東臼杵郡諸塚村)



いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 4 年台風第14号、第15号関連

# 台風第14号、第15号により被災した、 道路・河川等の迅速な復旧を支援

～大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルールを適用します～

令和 4 年10月18日 水管理・国土保全局防災課  
港湾局海岸・防災課 都市局都市安全課

令和 4 年台風第14号、第15号の暴風雨等による災害について、激甚災害（本激）の指定の事前公表が行われたことから、国土交通省では被災した公共土木施設について、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール」<sup>※1</sup>を適用します。

暴風雨災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業の災害査定の事務手続きを迅速にする効率化を実施します。

※1 平成29年1月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。（別添参照）

### <対象区域>

静岡県、山口県、宮崎県、静岡市、浜松市

（対象区域は、7日現在の被害報告によるものであり、上記以外の区域において必要に応じ個別に対応する。）

### <災害査定の効率化（簡素化）>

#### ○書面による査定の上限額の引上げ（机上査定の大）により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定の上限額を通常の1,000万円未満から引き上げる<sup>※2</sup>。

#### ○現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引上げにより早期の災害復旧を実施

- ・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を引き上げる<sup>※2</sup>。

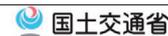
#### ○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

※2 引上げ額については後日発表する

<別添>

### 大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化



#### 【背景】

- ・大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定効率化（簡素化）」を実施。**
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化（簡素化）の内容を決めていたため**決定までに約1箇月を要していた。**
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定効率化（簡素化）の具体的な内容を決定することが必要。**

#### 【事前ルール化】

- ・**カテゴリ-S**：激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部（政府）が設置された災害**  
（過去の事例：東日本大震災（H23））
- ・**カテゴリ-A**：激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表がされた災害  
（過去の事例：令和4年8月の前線等に伴う大雨（R4）、梅雨前線豪雨等（R2）、東日本台風（R元）、北海道胆振東部地震（H30）、梅雨前線豪雨等（H30）、8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨等（H28）、熊本地震（H28）、新潟県中越地震（H16）、阪神淡路大震災（H7）などを含む19災害）
- カテゴリ-S・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化（簡素化）を実施**

#### 災害査定の手続きの効率化（簡素化）の主な内容

- ① **机上査定限度額の引上げ**（カテゴリ-Sは被害件数の概ね9割、カテゴリ-Aは被害件数の概ね7割となる金額まで引き上げる）  
（原則：1,000万円）（参考：過去の事例 カテゴリ-S 5,000万円、カテゴリ-A 3,000万円）  
：会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮
- ② **採択保留額の引上げ**（カテゴリ-Sは採択保留件数の概ね9割、カテゴリ-Aは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる）  
（原則：4億円）（参考：過去の事例 カテゴリ-S 30億円、カテゴリ-A 8億円）  
：現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能
- ③ **設計図書の簡素化**  
：設計図書の作成において航空写真や代表的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和4年台風第14号、第15号関連

## 台風第14号、第15号により被災した、 道路・河川等の迅速な復旧を支援

～書面による査定上限額や現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げを決定～

令和4年10月21日 水管理・国土保全局防災課、都市局都市安全課

先般、地方自治体に対して災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定  
の効率化（簡素化）及び事前ルール」<sup>※</sup>が適用となる対象区域を通知し、公表したところです。

本日、対象区域における書面による査定の上限額、現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の  
引き上げ金額を決定し、地方自治体に通知しましたので、お知らせします。

これにより、災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業の災害査定の手続きの迅速化が図  
られます。

※ 平成29年1月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けた  
もの。

### ○書面による査定の上限額の引上げにより査定に要 する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定の上限額を通常の1,000万円未  
満から以下の金額に引き上げる（港湾局所管の  
施設を除く）。

（水管理・国土保全局所管施設）

静岡県（4,000万円以下）、  
山口県（2,000万円以下）、  
宮崎県（2,000万円以下）、  
静岡市（5,300万円以下）、  
浜松市（3,500万円以下）

（都市局所管施設）

静岡県（5,000万円以下）、  
静岡市（7,330万円以下）

### ○現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上 げにより早期の災害復旧を実施

- ・現地で決定できる災害復旧事業費の上限額を通  
常4億円未満から以下の金額に引き上げる（港  
湾局、都市局所管の施設を除く）。

（水管理・国土保全局所管施設）

6億円未満（静岡県、宮崎県、静岡市）

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 4 年台風第 14 号、第 15 号関連

## 台風第 14 号、第 15 号により被災した、 道路・河川等の迅速な復旧を支援

～設計図書の簡素化や書面査定の上限額引上げにより、災害査定を効率化～

令和 4 年 10 月 28 日 水管理・国土保全局防災課

令和 4 年台風第 14 号、第 15 号の暴風雨等により多くの公共土木施設が被災しています。このため、災害復旧事業の災害査定について、被災件数の多い地方公共団体において、設計図書の簡素化や被災現場に赴かずに書面により査定を行う対象を拡げることにより、災害査定の事務手続きの効率化・迅速化が図られます。

### <対象区域>

熊本県（指定都市を除く）

※ 上記の対象区域は、10月19日現在の調査結果に基づく被害報告によるものであり、今後の調査結果により上記以外の区域においても効率化を行う場合があります。

### <災害査定の効率化>

#### ○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等に代替し、簡素化することで、調査に要する時間を縮減する。

（水管理・国土保全局所管施設） 熊本県

#### ○書面査定の上限額引上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定の上限額を通常の1,000万円未満から以下の金額に引き上げる。

（水管理・国土保全局所管施設）

熊本県：3,000万円以下

# 「令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

令和4年10月28日 内閣府(防災担当)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する

適用措置を指定する政令を、本日（10月28日(金)）閣議において決定しましたので、お知らせいたします。

## 1. 激甚災害の指定

令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（※令和4年台風第14号及び第15号の暴風雨等による災害）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は69%→83%に嵩上げ）

## 2. 適用措置の指定

### 【本激】

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

## 3. スケジュール

10月28日(金) 閣議決定

11月2日(水) 公布・施行

## 激甚災害指定により適用される措置の概要

(令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害)

### (第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

○公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率 69%（地方負担分への交付税措置を加えると98.5%）  
（過去5カ年の実績の平均）



<激甚災害指定時の措置>

○補助率等を嵩上げ 69% ⇒ 83%（地方負担分への交付税措置を加えると99.2%）  
（過去5カ年の実績の平均）

※プール計算方式（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

## 災害査定の留意点

# 災害復旧事業の査定事例 (21)

## ～調査不可能な場合の対応事例～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

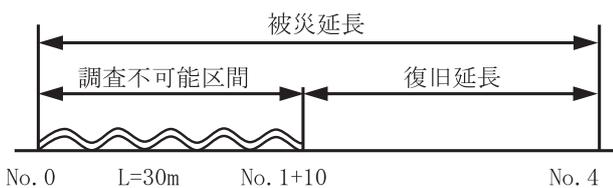
### 1. はじめに

国土交通省防災課の所管する災害復旧事業では、災害査定の実施時期を原則被災後 2 カ月以内、遅くとも 3 カ月以内には実施できるよう努める旨を申請者（各自治体）に通知しているところです。

申請者は査定に向け必要書類を準備することとなりますが、現地状況により被災施設が確認できない場合も出てきます。今号では、そのような場合の対応について事例を交え説明します。

### 2. 調査不可能な場合の対応

査定申請に当たっては、被災施設の原形及び被災状況を調査することを原則としていますが、査定時までに物理的にこれら調査が不可能な場合、以下のとおり定めています（令和 4 年災害手帳 P121～）。



図一 被災例（模式図）

#### 1) 申請方法

現地状況から危険個所に立ち入れない場合や調査により構造物等の安定性が確保されない場合など、物理的に査定時までに調査を実施することが不可能又は困難な場合、当該延長は復旧範囲に含めず申請を行うものとします。ただし、未申請の延長を含めて起終点を設置するとともに、設計書には不可視による未申請であることを明確にすることとします。

【設計書記入例】No.0～No.1+10 L=30mについて調査不可能なため未申請。

#### 2) 査定時の対応

災害査定官（検査官）は物理的に調査が不可能なため、当該区間が未申請であることを確認し、付箋にその旨を記入します。

【付箋記入例】No.0～No.1+10 L=30mについて物理的に調査不可能なため未申請であることを確認。

#### 3) 査定終了後

その後の調査において被災の事実が確認されれば、説明できる資料を整理のうえ設計変更の協議を申し出るものとします。

### 3. 事例

#### 1) 崩落土砂の埋塞事例



写真一 崩落土砂による道路法面埋塞

写真一は道路法面上部からの崩落土砂により同下部の法枠や落石防護柵などが埋塞したもので査定時までに崩土撤去が困難なことから崩土堆積箇所における法枠等の被災状況調査が不可能であった事例です。



写真-2 調査不可能区間

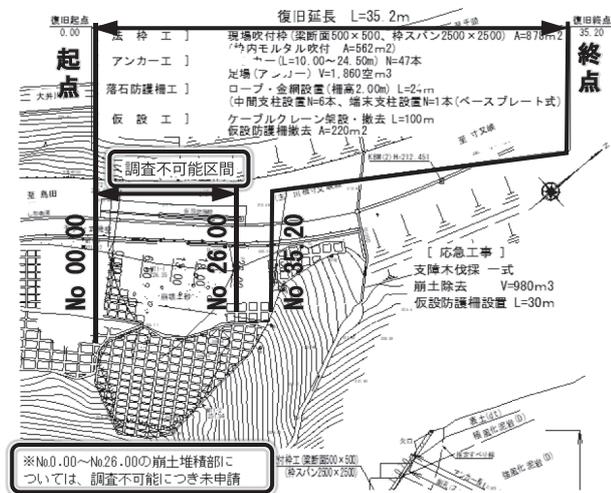


図-2 設計書 (図面) 記載

災害査定官は、査定時に現地状況と設計書 (図面) 記載事項 (No.0.00～No.26.00の崩土堆積部については調査不可能につき未申請) を確認後、付箋へそれらを確認した旨を記入しています。

## 2) その他の事例

「崩落土砂の埋塞」だけでなく、現地立入りが危険と判断される場合も「調査不可能な場合」と判断できます。



写真-3 河川護岸の被災



写真-4 護岸基礎状況 (工事着手時確認)

写真-3は豪雨による水位上昇を受け、ブロック積護岸が被災した箇所です。査定にあたり、増水で護岸基礎部が調査不可能であったことから、対岸より明らかに護岸の崩壊が確認できる箇所を復旧区間 (L=105.5m)、同様にややずり下がりが確認できる箇所を調査不可能区間 (L=31.4m) として申請し、災害査定を受けたものです。なお、写真-4は工事着手時に確認した護岸基礎状況です。

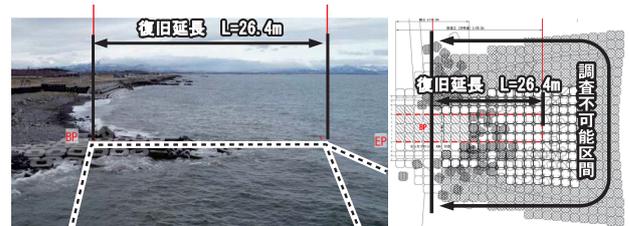


写真-5 海岸突堤の被災

写真-5は波浪により海岸突堤が被災したものです。突堤頂部 (復旧延長L=26.4m) 以外はそのほとんどが海中にあり、査定時まで物理的に調査不可能であることから、当該部分を調査不可能箇所として申請し、災害査定を受けたものです。

## 4. おわりに

実際の災害査定において「調査不可能な場合の対応」による申請手法を知らないことから、申請者によっては、想定埋塞構造物等をその想定延長で申請されるケースや、逆に埋塞構造物等を一切申請しないケース (被災なし) も散見されています。なお「公共土木施設の土砂等による埋塞被害が甚大な場合」は別途その取扱い (令和4年災害手帳P122～) が定められており、併せて参照のうえ業務にあたっていただきたいと思います。

# 災害復旧技術専門家を山形県飯豊町、長井市に派遣

公益社団法人 全国防災協会

(公社)全国防災協会では、市町村をはじめとする被災公共土木施設の早期復旧支援に向け、平成15年11月に「災害復旧技術専門家派遣制度」を創設しました。災害復旧技術専門家は、国や都道府県の災害復旧業務に長年携わり、制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者（本省防災課の災害査定官経験者や都道府県の防災担当の本庁課長級及び事務所長等経験者で構成）で、北海道から沖縄までの全国に、395名（令和4年10月18日）が登録されています。

平成26年5月には、国土交通省水管理・国土保全局防災課より「災害復旧・改良復旧事業の技術的助

言などの支援（試行）について」の通達が出され、TEC-FORCE が出動した大規模災害で、被災自治体から本省防災課に要請があり、防災課が必要と判断する場合、**全国防災協会が無償で技術専門家を派遣**するなど、制度を充実してきています。これまでも多くの地方公共団体等の要請に応じ、多くの災害復旧技術専門家を派遣し、迅速かつ確かな災害復旧事業の促進に寄与しています。

今回、令和4年8月3日からの大雨による災害に対して、通達に基づき山形県飯豊町・長井市に3名の災害復旧技術専門家を派遣し、復旧工法などについて技術的助言を行いました。

## 派遣概要

### 1.

#### 【気象の状況】

東北地方に停滞した前線や低気圧に向かって、台風第6号を起源とする暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった影響で、山形県では置賜を中心に積乱雲が発達し、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続き、3日昼過ぎから4日未明までに、気象庁が記録的短時間大雨情報を6回発表したほか、山形地方気象台では、3日19時15分に米沢市、長井市、南陽市、高畠町、飯豊町、川西町に対して大雨特別警報（浸水害）を発表するなど、これまでに経験したことのないような大雨となった。

#### 【大雨の状況】

12日12時から5日12時までの総降水量は、飯豊町高峰で311.0ミリ、長井で243.5ミリ、飯豊町中津川で194.0ミリを観測した。なお、長井では1時間降水量72.5ミリ、3時間降水量115.5ミリ、24時間降水量241.5ミリの観測史上1位の降水量を観測した

ほか、飯豊町高峰で3時間降水量、及び24時間降水量が観測史上1位となるなど記録的な大雨となった。（山形県災害時気象資料、山形地方気象台より）

### 2. 派遣された災害復旧技術専門家（敬称略）

派遣日：令和4年9月15日（木）

派遣者：佐藤 清（西松建設株 北日本支社）

山科 勝嗣（(一社)東北地域づくり協会  
山形支所）

小松喜巳男（那須建設株）

### 3. 活動報告（支援・助言内容）

調査行程

西置賜地域振興局概要説明

↓

福田橋（長井市）

↓

町道大平線（飯豊町）

一級河川 萩生川（飯豊町）

↓

調査結果報告会（飯豊町役場 会議室）

## ◆長井市

- 1) 地先名：山形県長井市泉 地先  
 2) 災害状況：平成4年8月3日から4日に降った時間雨量50mm、24時間降水量240mmを越える豪雨により一級河川福田川の水位が上昇し、右岸の橋台と橋脚の被災および左岸の橋脚護岸の空洞化が確認された。

## 3) 助言内容

## ① 福田橋

- ・右岸の橋台と橋脚は、外観からも被災が確認できる。
- ・左岸橋脚は、護岸の空洞化が認められるので、機能は喪失していると思われる。
- ・左岸橋台は、被災は確認できないが、施工上取り壊しが生じるか確認のこと。
- ・上部工は、被災は認められない。
- ・以上から判断し、上部工を再利用した架け替えと全橋架け替えを経済比較の上、復旧工法を決定すること。

## 現地調査



## ◆飯豊町

- 1) 地先名：西置賜郡飯豊町萩生 地先  
 2) 災害状況：平成4年8月3日から4日に降った時間雨量40mm、24時間降水量290mmを越える豪雨により一級河川萩生川沿いの町道大平線は、上流域では豪雨による道路の決壊及び山側側面の崩壊、中流域では萩生川からの側方浸食による道路の欠壊及び流失、下流域では萩生川からの大量の土砂流出による河道・道路の埋塞及び溢水による道路の流失が確認された

## 3) 助言内容

## ① 町道 大平線

- ・埋塞土砂を町道被災箇所に運搬することにより、旧地盤まで復旧が可能であることから、おおむね路盤高以上の復旧でよいと思われる。
- ・山側からの土砂流出による崩土箇所は、待受式擁壁工および落石防止工を検討すること。

## ② 一級河川 萩生川（上流部）

- ・萩生川の被災は、計画規模1/400（24時間雨量）程度と想定されるが、1/30（時間雨量）程度で整備されている他河川と比較すると、仮に1/400規模としても、改良復旧することは過大である。
- ・したがって原形での復旧でよいと思われる。
- ・現況河道については上下流の川幅および床固の水通し幅相当でよいと思われる。

## 現地調査



町道 大平線



一級河川 萩生川



取材状況



概要説明



調査結果報告会（飯豊町役場 会議室）

## 4. コメント

## ◆派遣災害復旧技術専門家コメント



## 山形県飯豊町、長井市から要請を受けて

さとう きよし  
佐藤 清 (所属：西松建設(株)北日本支社)

2年振り5回目の派遣です。せっかく防災協会から空調服を用意してもらいましたが、暑さを甘く見、会社支給の作業服で行ったことが、終わってからの反省会が高くついた原因となりました。

災害復旧技術専門家派遣制度は、まだまだ認知度は低く、さらなる制度周知について検討しているところです。このため、このように要請があると使命感を持つことは当然ですが、うれしさも大いに感じる場所であり、要請者に役立つアドバイスは当然のこと、再度の要請または他の自治体からも要請があるよう心掛けています。

今回の現場は、県管理河川が壊滅的に被災し、並行して走る町道もほぼ全区間被災の複合的な現場でした。このような場合、河川と道路の一体的な復旧工法が必要となりますが、管理者が異なる場合や激甚な災害の場合は、調整が困難な場合もあります。

専門家派遣は、原則一災害一回としていますが、このような大規模災害の場合は、発災直後に復旧方針の調整を行い、ある程度工法の骨子が見えてきた段階で再度、現地調整を行う等の、二段階派遣についても柔軟に応じる等の方法も検討しなければならないと感じた現場でありました。

令和4年8月山形県飯豊町・長井市豪雨災害の  
技術専門家活動についてやましな かつし  
山科 勝嗣 (所属：(一社)東北地域づくり協会山形支所)

8月3日からの前線性豪雨に伴い、24時間雨量が290mmを越え、線状降水帯も発生し、その結果山形県置賜地域の至る所で甚大な被害を被った。

専門家として派遣されたのは長井市、飯豊町である。

長井市の市道に架かる福田橋では、河床洗掘及び側方侵食により下部工、取付護岸が被災、護岸においては死に体の箇所も見受けられた。

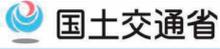
町道大平線は、山間部の急流河川沿いに位置し、想定外の洪水流量の流下に伴い、道路への越水及び側方侵食を受けて道路の崩壊、流出したものと考えられた。

専門家は地元に通じている県OBを含めて3名でこれら被災メカニズムをもとに原形復旧のみならず再度災害防止等を踏まえて適切な助言に心掛けた。

自治体の担当者は初めて災害復旧を担当する方も多く、専門家派遣制度は有益な制度であり専門家として如何に分かりやすく助言するかが鍵です。

今後も理解しやすい的確な助言が出来るよう自己研鑽に努めていきたいと思えます。

5. 災害復旧技術専門家派遣フロー

災害復旧・改良復旧事業の技術的助言などの自治体支援 

- 被災自治体のマンパワー不足、技術力不足により、適切な災害復旧事業の実施に際し、被災自治体の大きな負担となっている。
- 災害発生時に被災自治体が災害復旧や改良復旧の計画立案するためのマンパワーや技術力の不足を補うため、平成26年より災害復旧技術専門家派遣制度を試行的に運用する。
- 本制度は、TEC-FORCEが出動した大規模災害で、被災自治体から本省防災課に要請があり、防災課が必要と判断する場合、**防災協会より無償で専門家を派遣する制度。**



東日本被災状況(宮城県岩沼市)



東日本被災状況(千葉県成田市)



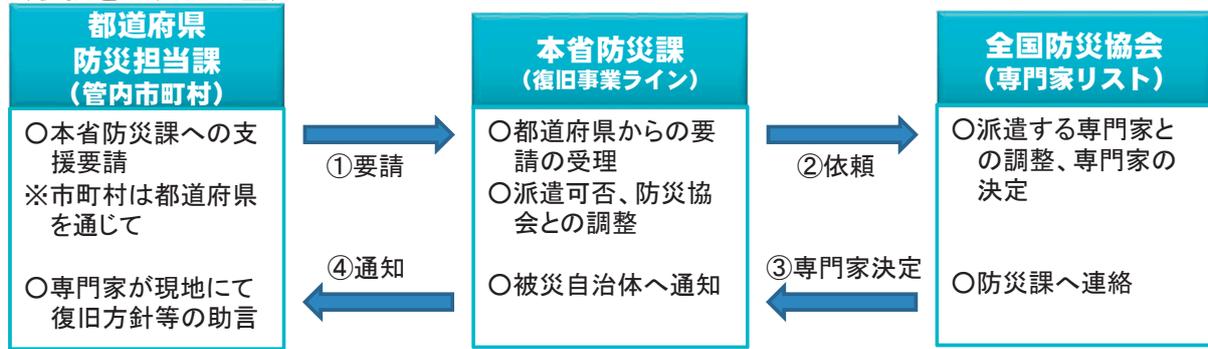
東日本被災状況(千葉県浦安市)



台風26号による土砂災害(伊豆大島)

被災が基大化・多様化している中、多くの自治体で最適な復旧工法検討をする人員・技術力が不足している

<手続きのフロー図>



◎手続き

- 被災自治体（都道府県・指定都市）から防災課へ要請する。  
※市町村（指定都市を除く）は都道府県を通じて防災課へ要請する。
- 防災課から防災協会へ専門家の派遣を依頼する。

- 防災協会が派遣する専門家を決定。防災課へ連絡する。
- 派遣内容を防災課から要請のあった被災自治体へ通知し、派遣の日程を調整する。
- 派遣された専門家が現地にて復旧方針等の助言を行う。

# 災害復旧技術専門家を岩手県一戸町に派遣

公益社団法人 全国防災協会

令和4年8月3日からの大雨による災害に対して、国土交通省水管理・国土保全局防災課長通達（平成26年5月）に基づき岩手県一戸町に2名の災害復旧技術専門家を派遣し、復旧工法などについて技術的助言を行いました。

## 派遣概要

1.

### 【気象の状況】

前線上の低気圧が3日朝から昼過ぎにかけて東北地方を通過した。前線や低気圧に向かって、台風第6号を起源とする暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。

### 【大雨の状況】

2日夜から降り始めた雨は、3日未明から次第に強まり、明け方から昼過ぎにかけて激しい雨となった。内陸では一戸町奥中山では最大1時間降水量42.5ミリを観測し通年として観測史上1位を更新した。

2日18時から3日18時までの降水量は、久慈150.5ミリ、葛巻140.0ミリ、久慈市山形137.0ミリ、一戸町奥中山129.5ミリなど、盛岡地域、二戸地域、久慈地域、宮古地域を中心に大雨となり、葛巻、盛岡市好摩における日降水量は8月として観測史上1位を更新するなど記録的なものとなった。（岩手県災害時気象資料、盛岡地方气象台より）

## 2. 派遣された災害復旧技術専門家（敬称略）

派遣日：令和4年9月21日（水）

派遣者：本田 保恵（戸田建設㈱ 東北支店）  
佐々木範喜（岩手ニチレキ㈱）

## 3. 活動報告（支援・助言内容）

1) 地 先 名：岩手県二戸郡一戸町小鳥谷地先他

2) 災害状況：町道平糠線の道路本体流出1箇所  
町道小繫平糠線道路本体損傷等1箇所

### 3) 助言内容

#### ① 町道平糠線

○原形復旧の盛土+横断管（函）渠の外、橋梁、カルバート橋なども対象に最適な復旧工法を比較検討して下さい。以下、現復旧案に対して

○復旧案は原形復旧と呑口部の埋塞土砂撤去のみとなっていることから、被災原因の除去についても検討して下さい。

○被災原因は、沢（川）の異常出水による土砂流入で、管渠呑口が埋塞状態にあることから、復旧案の呑口部ブロック積から上流の埋塞土砂撤去を河川災で申請することを検討して下さい。

○河川災で埋塞土砂撤去を申請しない場合は、道路災で呑口部の埋塞土砂撤去に加え、土砂流入を防ぐ谷止め工や橋梁、カルバート橋など土砂が詰りにくい工法を検討して下さい。

○埋塞土砂撤去範囲と掘削勾配の根拠について整理して下さい。

○上流側ブロック積は根入れを十分に確保して下さい。

○下流側ブロック積法尻および吐口部は洗堀防止対策（水叩きコンクリート、かご工など）で十分に保護して下さい。

○現道位置に仮橋が設置されているので、施工時の交通確保を検討して下さい。

○現況の舗装構成を説明できる資料を準備して下さい。

#### ② 町道小繫平糠線

○同じ原因による同じ災害の履歴を踏まえ、被災原因を除去する施設の申請を検討して下さい。

- 被災原因が並行する名子根川水衝部からの溢水および路盤への浸水によるものであることから、施設としては、例えば、路面高まで擁壁（ブロック積・重力式等）を施工し、パラペット等で溢流水位まで嵩上げすることで溢水および浸水を防止。
- 施設高となる溢流水位は、名子根川の痕跡等から説明資料の整理が必要。
- 河川からの浸水防止目的の「止水壁」と側溝との関連性を整理し、「止水壁」を申請する場合は必要性の整理が必要。
- 法面崩落箇所は、法面对策・待受擁壁等の必要な対策工の申請も検討して下さい。  
(法面被災 2 箇所。被災法面は民地のため用地取得の検討も必要)

- 横断管渠の閉塞土砂撤去の申請も検討して下さい。
- 主たる被災が路面と側溝であることから、適用除外とならないよう路盤の被災深と復旧厚を説明できるよう整理が必要。併せて舗装構成を説明できる資料を準備して下さい。
- 全幅で復旧する理由の整理が必要。例えば、打音等で空洞判定の実施など。
- 健全箇所（中抜区間）と被災箇所（申請区間）の区別化の理由の整理が必要。
- 路盤に水が浸入し舗装が浮いた写真があれば状況説明資料としてなお有効。
- 今回の豪雨による被災であることが判る被災前状況の説明資料が必要。特に終点側工区は写真が在ればベスト。

### 写真：町道 平糠線



損壊した管渠上部に仮排水管設置



仮橋設置済



流入河川（沢）の埋塞状況

写真：町道 小繁平糠線



並行する河川から溢流箇所



被災状況の確認



被災状況の確認



町長との名刺交換と意見交換



現場調査関係者の紹介

## 河川入門講座 (5)

## 堤外地と堤内地

公益社団法人全国防災協会 理事 松田 芳夫



平野や低地における河川改修で堤防が設置されると、堤防で仕切られた土地は2種類に分けられます。

法律用語ではありませんが、堤防で仕切られた土地のうち、河川の低水路と同じ側にあるものを「堤外地」、堤防で河川の洪水から守られている住家や耕地のある方の土地を「堤内地」といいます。

河川を2本の堤防の間に押し込めているというイメージから、河川のある方を堤内地と誤解されている方もあるのでご注意ください。

昔の中国やヨーロッパの都市の、城壁で守られている街の方が「城内」であり、同様に堤防で洪水から守られている方の土地が「堤内」と考えるとわかり易いでしょう。

前回、河川区域内の高水敷（3号地）に私有地が沢山残っているとお話ししましたが、高水敷はもちろん堤外地ですから、この堤外の区域にある私有地、民有地のことを、河川管理者は「堤外民地」と呼ぶことが多いのです。

堤外、堤内の使い分けから派生した用語に「外水」、「内水」があります。

「外水」は堤外地の水すなわち洪水をはじめとする河川の流水のことですし、「内水」は堤内地の水すなわち集落や耕地からの排水や堤内地に降った雨による流水のことを言います。

河川の洪水が堤防を越水したり堤防を決壊させて堤内地側へあふれ出すタイプの洪水を「外水氾濫」といい、堤内地側の豪雨により排水路や下水管からあふれ出た堤内地の浸水を「内水氾濫」といったりもします。

昔は堤防が弱小で外水氾濫による水害が多かったのですが、河川改修が進んでくるにつれ内水氾濫の被害が目立つようになり、排水路や下水道の河川への出口に排水ポンプを設置し、堤内側の水すなわち内水を強制的に河川へ排水することが多くなりました。